

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、経費の性質上請求書により難しいものにあつては、請求書の添付を要しない。

第三十三条第一項中「振り出さなければならない」を「振り出すとともに、当該債権者から領収書を徴さなければならない」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

第四十五条第一項中「及び」を「、」に改め、「補償費」の下に「及び管理者が特に必要があると認める土地又は建物の賃借料」を加える。

第一百条第二項中「管理者」を「局長」に改める。

第一百三十八条第四項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第七の二中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

### 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。